

地方独立行政法人東京都立病院機構再任用職員就業規則

制定 令和4年7月1日付 R04 病総総人第6号

改正 令和4年9月30日付 R04 病総総人第706号

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）第89条の規定に基づき、地方独立行政法人東京都立病院機構（以下「法人」という。）に勤務する再任用職員の労働条件その他就業に関し必要な事項を定めるものとする。

2 この規則に定めのない就業に関する事項については、労基法その他の関係法令及び法人の他の規程の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 再任用職員 次のアからエまでに掲げるもののいずれかに該当するものであって、法人に勤務する職員として理事長が任命した職員をいう。

ア 地方独立行政法人東京都立病院機構法人職員就業規則（以下「法人職員就業規則」という。）第75条第1項の規定による退職をした者で、引き続き法人で勤務することを希望するもの

イ 法人職員就業規則第75条第3項の規定により、同条第2項に規定する定年（以下「定年」という。）の後も引き続き勤務した後退職した者で、引き続き法人で勤務することを希望するもの

ウ 法人職員として20年以上勤続して退職した者であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にあるもの（その者が、その者を採用しようとする職に係る定年に達している場合に限る。）で、法人で勤務することを希望するもの

エ アからウまでに掲げるもののほか、理事長が法人で勤務する必要があると特に認めたもの

二 再任用フルタイム勤務職員 再任用職員のうち、1週間当たりの正規の勤務時間が38時間45分であるものをいう。

三 再任用短時間勤務職員 再任用職員のうち、1週間当たりの正規の勤務時間が28時間以上38時間45分未満であるものをいう。

2 前項に掲げるもののほか、この規則で使用する用語の意義は、法人職員就業規則で使用する用語の例による。

(規則の変更)

第3条 この規則は、事業場において独自に規定の内容を変更することができない。

第2章 職級及び職種

(職級及び職種)

第4条 再任用職員の職級及び職種については、理事長が別に定める。

第3章 服務

(服務)

第5条 再任用職員の服務については、法人職員就業規則第3章の規定を準用する。

第4章 組合活動

(組合活動)

第6条 再任用職員の組合活動については、法人職員就業規則第4章の規定を準用する。

第5章 勤務時間等

第1節 再任用フルタイム勤務職員の勤務時間等

(再任用フルタイム勤務職員の勤務時間等)

第7条 法人職員就業規則第5章の規定（法人職員就業規則第39条、第40条及び第42条の規定を除く。）は、再任用フルタイム勤務職員について準用する。

第2節 再任用短時間勤務職員の勤務時間等

(再任用短時間勤務職員の勤務時間)

第8条 再任用短時間勤務職員の正規の勤務時間は、休憩時間を除き、1週間について28時間以上38時間45分未満の範囲内で、理事長が定める。

- 2 理事長は、再任用短時間勤務職員について、1週間ごとの期間について1日につき7時間45分を超えない範囲で正規の勤務時間を割り振るものとする。
- 3 理事長は、前2項の規定にかかわらず、職務の性質により特別の勤務形態によって勤務する必要のある再任用短時間勤務職員（以下「交替制再任用短時間勤務職員」という。）については、勤務時間の割振りを別に定めることができる。

(再任用短時間勤務職員の週休日)

第9条 再任用短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日並びに月曜日から金曜日までの5日間のうちの1日を週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。この場合において、日曜日を法定休日とする。

- 2 法人職員就業規則第23条第2項及び第3項の規定は、再任用短時間勤務職員についても適用する。
- 3 前2項の規定にかかわらず、理事長は、交替制再任用短時間勤務職員については、4週

間ごとの期間につき8日以上のお休日を設けるものとする。この場合において、交替制再任用短時間勤務職員の法定休日は、理事長が別に定める。

- 4 法人職員就業規則第24条の規定は、第1項又は第3項の規定により週休日とされた日において再任用短時間勤務職員に特に勤務することを命ずる必要がある場合について準用する。この場合において、法人職員就業規則第24条第1項中「第22条第3項」とあるのは「地方独立行政法人東京都立病院機構再任用職員就業規則第8条第2項又は第3項」と読み替えるものとする。

(再任用短時間勤務職員の休憩時間)

第10条 再任用短時間勤務職員の休憩時間については、法人職員就業規則第30条の規定を準用する。

(再任用短時間勤務職員の休息時間)

第11条 再任用短時間勤務職員の休息時間については、法人職員就業規則第31条の規定を準用する。

(再任用短時間勤務職員の休日等)

第12条 再任用短時間勤務職員の休日の振替え、代休日の指定等については、法人職員就業規則第33条及び第34条の規定の例による。

(再任用短時間勤務職員の超過勤務)

第13条 再任用短時間勤務職員の超過勤務については、法人職員就業規則第35条の規定を準用する。

(再任用短時間勤務職員の超勤代休時間)

第14条 再任用短時間勤務職員の超勤代休時間については、法人職員就業規則第36条の規定の例による。

(再任用短時間勤務職員の宿日直勤務)

第15条 再任用短時間勤務職員の宿日直勤務については、法人職員就業規則第38条の規定を準用する。

(勤務の制限)

第16条 法人職員就業規則第5章第8節の規定は、再任用短時間勤務職員について準用する。

第6章 休暇

(年次有給休暇)

第17条 理事長は、再任用職員に対して、1の年度(4月1日から翌年3月31日までをいう。以下同じ。)ごとに、当該年度の4月1日に年次有給休暇を付与するものとし、その日数は、次の各号に掲げる再任用職員の区分に応じ、当該各号に定める日数とする。

一 再任用フルタイム勤務職員 20日

二 再任用短時間勤務職員 1週間ごとの勤務日の日数及び1週間ごとの正規の勤務時間の時間数の区分に応じ、別表第1に定める日数のうち、再任用短時間勤務職員となった月が4月の場合に相当する日数

2 前項の規定にかかわらず、理事長は、1の年度の中途において新たに再任用職員となった者に対して、当該者のその年度の年次有給休暇として、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める日数を、当該者が病院職員となった日に与えるものとする。

一 再任用フルタイム勤務職員 新たに再任用フルタイム勤務職員となった月に応じ、別表第2に定める日数

二 再任用短時間勤務職員 1週間当たりの勤務日の日数、1週間当たりの正規の勤務時間の時間数及び再任用短時間勤務職員となった月の区分に応じ、別表第1に定める日数

3 前2項の規定にかかわらず、法人職員を退職後引き続き再任用職員として採用された場合における当該再任用職員の採用された年度の年次有給休暇の日数は、当該退職以前の勤務と当該採用以後の勤務とが継続するものとみなした場合に、当該採用後に使用することができる日数とする。第27条第1項の規定により任期が更新された場合も同様とする。

4 理事長は、年次有給休暇を再任用職員の請求する時季に与えるものとする。ただし、請求された時季にこれを与えることが業務の正常な運営を妨げる場合においては、他の時季にこれを与えることができる。

5 年次有給休暇は、1日(不斉一型再任用短時間勤務職員にあつては半日又は1時間)を単位として与える。ただし、不斉一型再任用短時間勤務職員以外の再任用短時間勤務職員について、業務に支障がないと認めるときは、半日又は1時間を単位として与えることができる。

6 前項ただし書の規定にかかわらず、再任用職員が1日を単位とした年次有給休暇を請求した場合において、理事長は、半日又は1時間を単位とした年次有給休暇を再任用職員に与えてはならず、また、再任用職員が半日を単位とした年次有給休暇を請求した場合において、理事長は、1時間を単位とした年次有給休暇を再任用職員に与えてはならない。

7 半日又は1時間を単位として与えられた年次有給休暇の日への換算及び半日を単位として与えられた年次有給休暇の時間数への換算については、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

一 半日を単位として与えられた年次有給休暇を日に換算する場合 2回をもって1日とする。

- 二 1時間を単位として与えられた年次有給休暇を日に換算する場合 1日の勤務時間（1時間未満の端数があるときは、これを時間単位に切り上げた時間）をもって1日とする。ただし、不斉一型再任用短時間勤務職員の1時間を単位として与えられた年次有給休暇の日への換算については、理事長が別に定める。
- 三 半日を単位として与えられた年次有給休暇を時間数へ換算する場合 1日の勤務時間（1時間未満の端数があるときは、これを時間単位に切り上げた時間）（不斉一型再任用短時間勤務職員にあっては、前号ただし書の規定に基づき別に定めるところにより日に換算される時間数）の半分とする。
- 8 再任用職員の勤務の形態が変更される場合の当該変更の日以後における当該短時間勤務法人職員等の年次有給休暇の日数は、理事長が別に定める。
- 9 その年度に付与された年次有給休暇の日数のうち、その年度に使用しなかった日数がある場合は、20日（再任用短時間勤務職員にあっては、第1項第2号の規定による日数（当該年度の翌年度の初日に勤務の形態が変更される場合にあっては、理事長が別に定める日数）とする。）を限度として、翌年度に限りこれを繰り越すことができる。ただし、理事長が別に定めるところにより算定する当該年度の勤務実績が8割に満たない再任用職員については、この限りでない。
- 10 理事長は、年次有給休暇が10日以上与えられた再任用職員に対して、年次有給休暇の付与の日から1年以内に、当該再任用職員の有する年次有給休暇日数のうち5日について、再任用職員の意見を聴取し、あらかじめ時季を指定して取得させるものとする。ただし、当該指定より前に、再任用職員が自ら時季を指定して年次有給休暇を取得した場合においては、当該取得した日数分を5日から控除するものとする。
- 11 前各項に規定するもののほか、再任用職員の年次有給休暇に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（特別休暇）

第18条 再任用職員の特別休暇については、法人職員就業規則第52条の規定（同条第1項第8号の規定を除く。）を準用する。

（勤務時間等に関する事項の運用）

第19条 前章及びこの章において規定する再任用職員の勤務時間、休憩時間、休暇等に関する事項の運用に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

第7章 休業・退職

第1節 休業

（休業）

第20条 法人職員就業規則第54条から第57条までの規定は、再任用職員について準用する。

第2節 休職

(休職)

第21条 法人職員就業規則第58条から第66条までの規定は、再任用職員について準用する。この場合において、法人職員就業規則第58条から第63条の規定による休職の期間が経過する前に、当該再任用職員の任期（第27条第1項の規定により任期を更新した場合にあっては更新後の任期）が満了する場合は、当該任期の満了の日までの期間を休職の期間とする。

第8章 給与

(給与)

第22条 再任用職員の給与は、給料月額、手当及び賞与とする。

- 2 前項の手当の種類は、通勤手当、職務手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、緊急時呼出待機手当、人材確保手当、資格手当、看護職員処遇改善手当、調整額及び調整手当とする。
- 3 再任用職員の給与の額については、地方独立行政法人東京都立病院機構法人職員給与規程（以下「法人職員給与規程」という。）の規定を準用する。この場合において、再任用短時間勤務職員については、短時間勤務法人職員（法人職員就業規則第39条第1項の承認を受けて同項に規定する短時間勤務を行う法人職員をいう。以下同じ。）に適用される規定を準用するものとする。
- 4 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる再任用職員の給与の額は、当該各号に定めるところによる。ただし、第3号の給与にあっては、理事長が特に必要と認めた場合に限る。
 - 一 再任用職員（再任用短時間勤務職員を除く。）の給料月額 別表第3に規定する給料表の月額のうち、その者の属する職種及び職務の級に応じた額
 - 二 職務手当 別表第4に規定する額のうち、その者の属する職種及び職務の級に応じた額
 - 三 人材確保手当 理事長が別に定める金額
- 5 別表第3及び別表第4に規定する職種の範囲は、理事長が別に定める。
- 6 別表第3及び別表第4に規定する職務の級は、その職務の複雑性、困難性及び責任の度合いに基づき理事長が分類し指定したものであって、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、理事長が別に定める。
- 7 再任用職員は昇給を行わない。

(賞与)

第23条 再任用職員の賞与については、法人職員給与規程第4章の規定を準用する。この場合において、再任用短時間勤務職員については、短時間勤務法人職員に適用される規定

を準用するものとする。

(その他の取扱い)

第 24 条 前 2 条に定めるもののほか、再任用職員の給与に関する事項については法人職員給与規程の規定を準用する。この場合において、再任用短時間勤務職員については、短時間勤務法人職員に適用される規定を準用するものとする。

第 9 章 採用、退職等

第 1 節 採用

(採用)

第 25 条 理事長は、第 2 条第 1 項第 1 号アからエまでに規定するものを、従前の勤務実績等に基づく選考により、再任用職員として採用することができる。

2 再任用職員の採用に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(任期)

第 26 条 再任用職員の任期は、1 年を超えない範囲内で理事長が定める。

(任期の更新)

第 27 条 理事長は、前条の任期又はこの項の規定により更新された任期を、1 年を超えない範囲で更新することができる。この場合において、任期の更新は、再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が良好である場合に行うことができるものとする。

2 前条の任期又は前項の規定により更新された任期の末日は、その者が年齢 65 年に達する日以後における最初の 3 月 31 日以前でなければならない。ただし、第 2 条第 1 項第 1 号エに該当するものであって、法人に勤務する職員として理事長が任命した再任用職員にあっては、この限りでない。

(労働条件の明示)

第 28 条 理事長は、新たに再任用職員となる者（前条第 1 項の規定により任期を更新する再任用職員を含む。）に対して、次に掲げる事項を明示するものとする。

- 一 労働契約の期間に関する事項
- 二 労働契約を更新する場合の基準に関する事項
- 三 給与の決定、計算及び支払の方法並びに給与の締切及び支払の時期に関する事項
- 四 就業場所及び従事すべき業務に関する事項
- 五 始業時刻及び終業時刻、定められた勤務時間を超える労働の有無、休憩時間、休日、休暇並びに労働者を 2 組以上に分けて就業させる場合における就業時転換に関する事項
- 六 退職に関する事項（解雇の事由を含む。）

七 前各号に掲げるもののほか、理事長が必要と認める事項

(提出書類)

第 29 条 法人職員就業規則第 71 条の規定は、新たに再任用職員として採用された者について準用する。

第 2 節 勤務評定

(勤務評定)

第 30 条 再任用職員の勤務評定については、法人職員就業規則第 73 条の規定を準用する。

第 3 節 転任等

(転任等)

第 31 条 再任用職員の転任等については、法人職員就業規則第 74 条の規定を準用する。

第 4 節 退職

(任期满了による退職)

第 32 条 再任用職員は、任期（第 27 条第 1 項の規定により任期を更新した場合にあっては、その更新後の任期）が満了したときは、退職をする。

(任期满了によらない退職等)

第 33 条 法人職員就業規則第 76 条第 2 号から第 5 号までの規定及び第 77 条の規定は、再任用職員について準用する。

第 5 節 解雇

(解雇)

第 34 条 再任用職員の解雇については、法人職員就業規則第 78 条から第 80 条までの規定を準用する。

第 5 節 退職後の責務

(退職後の責務)

第 35 条 再任用職員の退職後の責務については、法人職員就業規則第 81 条に規定するところによる。

第 6 節 昇格及び降格

(昇格及び降格)

第 36 条 再任用職員は、昇格及び降格はしないものとする。

第7節 雑則

(解雇等の手続)

第37条 理事長は、再任用職員に対し、第34条の規定により準用する法人職員就業規則第78条の規定により解雇を行おうとするときは、理事長が別に定める審査の手続を経て行うものとする。

2 理事長は、再任用職員に対し、第21条の規定により準用する法人職員就業規則第58条から第63条までの規定による休職又は第34条の規定により準用する法人職員就業規則第78条の規定による解雇の処分を行うときは、その旨を記載した書面を当該病院職員に交付して行わなければならない。

第10章 その他

(表彰)

第38条 再任用職員の表彰については、理事長が別に定める。

(懲戒等)

第39条 再任用職員の懲戒等については、法人職員就業規則第10章の規定の例による。

(研修)

第40条 再任用職員の研修は、理事長が別に定める規定に従って実施する。

(退職手当)

第41条 再任用職員の退職に当たり、退職手当は支給しない。

(保健及び安全衛生)

第42条 法人職員就業規則第98条から第100条までの規定は、再任用職員について準用する。

(災害補償)

第43条 再任用職員の業務上の災害又は通勤による災害の補償については、地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)の定めるところによる。ただし、同法第2条第1項第2号に規定する職員に該当しない再任用職員については、労基法及び労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)に定めるところにより災害補償を行う。

(共済)

第44条 再任用職員の共済については、地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)及び地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(昭和37年法律第153号)並びに雇用保険法(昭和49年法律第116号)の定めるところによる。

(旅費)

第 45 条 再任用職員が法人の業務のため旅行する場合の旅費については、理事長が別に定める。

(補則)

第 46 条 この規則に定めのない事項については、理事長が別に定める。

附 則 (令和 4 年 7 月 1 日付 R04 病総総人第 6 号)

(施行期日)

1 この規則は、令和 4 年 7 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 法人の設立の日に、地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 59 条第 2 項の規定により東京都職員から再任用職員となった者及び公益財団法人東京都保健医療公社の職員から引き続いて再任用職員に採用された者について、この規則の施行に伴い必要な経過措置は、地方独立行政法人東京都立病院機構東京都職員引継規程又は地方独立行政法人東京都立病院機構東京都保健医療公社職員引継規程の定めるところによる。

附 則 (令和 4 年 9 月 30 日付 R04 病総総人第 706 号)

(施行期日)

1 この規程は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。

(検討)

2 理事長は、今後の診療報酬改定の動向等を踏まえ、第 22 条第 3 項の規定において準用する地方独立行政法人東京都立病院機構法人職員給与規程第 40 条の 2 に規定する看護職員処遇改善手当の取扱いについて検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

別表第 1 (第 17 条関係)

1 週間の勤務日数	5 日	4 日		3 日		2 日		1 日			
1 年間の勤務日数	217 日 以上	169 日以上 216 日以下		121 日以上 168 日以下		73 日以上120 日以下		48 日以上 72 日以下		47 日 以下	
1 週間の勤務時間	—	30 時 間以 上	30 時 間未 満	30 時 間以 上	30 時 間未 満	30 時 間以 上	30 時 間未 満	30 時 間以 上	30 時 間未 満	—	
再任用短時間勤務職員となった月	4 月	20 日	20 日	16 日	20 日	12 日	20 日	8 日	20 日	4 日	0 日
	5 月	18 日	18 日	15 日	18 日	11 日	18 日	7 日	18 日	4 日	0 日
	6 月	17 日	17 日	13 日	17 日	10 日	17 日	7 日	17 日	3 日	0 日
	7 月	15 日	15 日	12 日	15 日	9 日	15 日	6 日	15 日	3 日	0 日
	8 月	13 日	13 日	11 日	13 日	8 日	13 日	5 日	13 日	3 日	0 日
	9 月	12 日	12 日	9 日	12 日	7 日	12 日	5 日	12 日	2 日	0 日
	10 月	10 日	10 日	8 日	10 日	6 日	10 日	4 日	10 日	2 日	0 日
	11 月	8 日	8 日	7 日	8 日	5 日	8 日	3 日	8 日	2 日	0 日
	12 月	7 日	7 日	5 日	7 日	4 日	7 日	3 日	7 日	1 日	0 日
	1 月	5 日	5 日	4 日	5 日	3 日	5 日	2 日	5 日	1 日	0 日
	2 月	3 日	3 日	3 日	3 日	2 日	3 日	1 日	3 日	1 日	0 日
	3 月	2 日	2 日	1 日	2 日	1 日	2 日	1 日	2 日	0 日	0 日

別表第 2 (第 17 条関係)

新たに再任用職員となった月	日数
4 月	20 日
5 月	18 日
6 月	17 日
7 月	15 日
8 月	13 日
9 月	12 日
10 月	10 日
11 月	8 日
12 月	7 日
1 月	5 日
2 月	3 日
3 月	2 日

別表第3（第22条関係）

再任用職員給料表 (単位：円)	1級	2級	3級	4級	5級
医師			298,000	416,800	485,300
コメディカル	240,600	264,800	286,600	375,600	
看護	245,400	266,200	290,800	375,600	515,000
福祉・事務系	238,000	264,600	300,700	375,600	515,000

別表第4（第22条関係）

再任用職員職務手当支給額 (単位：円)	区分	2級	3級	4級	5級
医師			49,000	87,300	122,000
コメディカル	一般	13,300	39,200	69,400	
	専門	11,900	33,600	58,800	
看護	一般	13,300	35,000	69,400	121,200
	専門	11,900	30,100	58,800	
福祉・事務系	一般	11,900	24,500	69,400	121,200
	専門	10,500	21,000	58,800	